

障害者、その家族、高校教諭等からの相談及び合理的配慮が必要な場合の手続方法

1. 相談窓口で相談する

相談窓口は以下の3か所です。

- ・学生センター5番 学生なんでも相談室(障害学生支援部門)
… 19号館1階 ☎052-735-5068
- ・保健センター… 名古屋工業大学図書館の裏 ☎052-735-5108
- ・当該教育類又は専攻… 各自

2. 「配慮願」を作成し、申請する

「配慮願」を学生センター5番で受け取り、記入する。
「障害に係る診断書」もしくは「障害者手帳の写し」と一緒に提出してください。
提出先も学生センター5番です。

必要に応じて面談をする

障害学生支援部門担当者と関係する教職員を交え、必要な支援について、面談を行う。

障害学生支援部門にて学内調整をし、合理的配慮(案)を作成する。

3. 学生相談係にて合理的配慮(案)の説明及び調整をする

学生なんでも相談室で合理的配慮(案)の説明を申請者が受ける。

- 合意が得られた場合
→合理的配慮確定となり、合理的配慮通知が発行されます。
- 合意が得られない場合
→再調整を行い、合理的配慮(案)を再検討する。